

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 25 日

福島県 農業制度資金担当部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業等に係る利子助成金の交付代理申請の早期実施について

日頃から農業者等の経営の発展等に向けた農業金融の円滑な運営に関して多大な御配慮・御協力をいただき、ありがとうございます。

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者等を金融面から支援する農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に意欲的に取り組む認定農業者等を金融面から支援する担い手経営発展支援金融対策事業及び東日本大震災により被害を受けた農業者等を金融面から支援する東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業については、多くの認定農業者等に御活用いただいているところです。

今般、融資機関における利子助成金の交付代理申請において、貸付決定後速やかに代理申請を行うべきところ、代理申請が行える状況下で長期に亘り融資機関が代理申請を行わない事例が散見されております。

代理申請の遅れは、申請の委任者である農業者等に不利益を生じさせるリスクや、当該融資機関の事務リスクを高めることに加え、本事業の計画的・安定的な運営に支障をきたしかねません。

このため、貴都道府県におかれましては、本事業の適確な実施のため、利子補給契約を締結している融資機関に対して、速やかに利子助成金の交付代理申請を行うよう御指導いただきますようお願いいたします。